



秋田県公報

目次

ページ

規則

○秋田県公文書館管理規則の一部を改正する規則（二二・総務課）……………1

訓令

○秋田県行政考査規程等を廃止する訓令（一・総務課）……………1

規 則

秋田県公文書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十二号

秋田県公文書館管理規則の一部を改正する規則

秋田県公文書館管理規則（平成五年秋田県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「とおり」を「区分に応じ、当該各号に定める時間」に改め、同項第一号中「（毎月第三日曜日の翌日に限る。）及び火曜日」及び「（これらの日が一月四日及び一月を除く各月の初日に当たする場合を除く。）」を削り、同項第二号中「土曜日、」を「土曜日及び」に、「のうち元日を除く日、一月四日及び一月を除く各月の初日」を削り、「午後五時」を「午後六時」に改める。

第三条第一項中「の各号」を削り、「とおり」を「日」に改め、同項各号を次のとおり改める。

一 十二月を除く各月の初日。ただし、これらの日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日

二 一月一日から同月三日までの日及び十二月二十八日から同月末日までの日

三 特別整理期間（館長が必要と認める期間）
第三条第二項中「、あらかじめ知事に届け出て」を削る。
附 則
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第一号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
教 育 委 員 会
警 察 本 部
秋田県行政考査規程等を廃止する訓令を次のように定める。
平成十九年三月三十日
秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県行政考査規程等を廃止する訓令
次に掲げる訓令は、廃止する。

一 秋田県行政考査規程（昭和五十六年秋田県訓令第五号）
二 秋田県法令審査会規程（昭和二十四年秋田県訓令甲第九号）
三 知事の所管に属する公益法人の検査に関する規程（昭和四十九年秋田県訓令第一号）
四 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する事務に係る警察本部長の補助執行に関する規程（昭和五十六年秋田県訓令第十八号）

五 秋田県行政文書管理規程（平成九年秋田県訓令第二号）
六 秋田県職員褒賞規程（昭和三十年秋田県訓令甲第二十一号）
七 秋田県人事事務取扱規程（昭和四十二年秋田県訓令第四号）
八 職員の専従許可に関する規程（昭和四十三年秋田県訓令第十二号）

九 秋田県事務決裁規程（昭和五十一年秋田県訓令第七号）
十 秋田県職員研修規程（平成二年秋田県訓令第三号）
十一 秋田県職員被服貸与規程（昭和四十二年秋田県訓令第一号）

十二 徴税吏員等の指定等に関する規程（昭和四十九年秋田県訓令第二号）
十三 私立学校に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程（平成十四年秋田県訓令第十号）

十四 秋田県職務発明規程（昭和五十九年秋田県訓令第九号）
十五 秋田県電子計算組織管理規程（昭和六十年秋田県訓令第十二号）

十六 秋田県社会福祉法人検査規程（昭和四十七年秋田県訓令第七号）

十七 秋田県国民健康保険者等検査規程（昭和四十七年秋田県訓令第四号）
十八 保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程（平成十六年秋田県訓令第七号）
十九 麻薬取締員証規程（平成十五年秋田県訓令第十九号）
二十 秋田県消費生活協同組合検査規程（昭和四十七年秋田県訓令第八号）

二十一 秋田県農業共済組合検査規程（昭和四十五年秋田県訓令第七号）
二十二 秋田県森林組合等検査規程（昭和四十七年秋田県訓令第六号）
二十三 秋田県農業協同組合等検査規程（昭和五十六年秋田県訓令第二号）
二十四 秋田県職務育成品種規程（昭和五十五年秋田県訓令第七号）

二十五 秋田県土地改良区等検査規程（昭和四十七年秋田県訓令第十三号）
二十六 秋田県水産業協同組合検査規程（昭和四十七年秋田県訓令第十号）
二十七 秋田県漁業関係船舶管理規程（平成九年秋田県訓令第九号）
二十八 秋田県道路監理員規程（昭和三十五年秋田県訓令甲第五号）

二十九 秋田県河川監理員規程（昭和四十年秋田県訓令第六号）
三十 秋田県砂防管理員規程（昭和三十九年秋田県訓令第十一号）
三十一 秋田県地方機関当直規程（昭和三十六年秋田県訓令第二号）
三十二 秋田県公用自動車運行管理規程（昭和四十六年秋田県訓令第一号）

三十三 県庁舎等における国旗等の掲揚に関する規程（平成七年秋田県訓令第九号）
三十四 秋田県庁用自動車管理規程（平成九年秋田県訓令第十号）
三十五 秋田県工事検査規程（昭和五十一年秋田県訓令第八号）

三十六 教育長に国有財産の管理に関する事務を補助執行させる規程（昭和三十一年秋田県訓令乙第八百四十八号）
三十七 教育庁職員の補助執行する教育関係職員の恩給等に関する事務の決裁規程（昭和三十八年秋田県訓令第十一号）

附 則

（施行期日） 1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。 （秋田県職員服務規程の一部改正） 2 秋田県職員服務規程（昭和四十二年秋田県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。 第三条中「秋田県人事事務取扱規程（昭和四十二年秋田県訓令第四号）第四条」を「別」に、「行なう」を「行う」に改める。 （職員の育児休業等に関する規程の一部改正） 3 職員の育児休業等に関する規程（平成四年秋田県訓令第三号）の一部を次のように改正する。 第五条第一項中「秋田県人事事務取扱規程（昭和四十二年秋田県訓令第四号）第四条第一項の規定による」を「別に定める」に、「ものとし、その記載形式は、別表に定めるところによる」を「ものとする」に改め、同条第二項中「秋田県人事事務取扱規程第十二条」を「別」に改める。 第六条中「秋田県人事事務取扱規程第十六条に規定する」を「別に定める」に改める。 別表を削る。 （単純労務の職員の給与等に関する規程の一部改正） 4 単純労務の職員の給与等に関する規程（昭和四十年秋田県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。 第九条第二項の表公用自動車整備管理業務手当の項中「秋田県公用自動車運行管理規程（昭和四十六年秋田県訓令第一号）第五条第一項」を「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十条第一項」に、「同条第三項の規定による」を「道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十二条第一項各号に掲げる権限に関する」に改める。 （秋田県労働委員会事務局処務規程の一部改正） 5 秋田県労働委員会事務局処務規程（昭和三十年秋田県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。 第六条第二項を次のように改める。 2 前項に規定するもののほか、事務局における知事の権限に属する事務の決裁については、知事の事務局における知事の権限に属する事務の決裁の例による。 第六条第三項を削る。 第九条第三項中「秋田県行政文書管理規則（平成十三年秋田県規則第十一号）及び秋田県行政文書管理規程（平成九年秋田県訓令第二号）の規定」を「知事の事務局における知事が保有する行政文書の管理」に改める。	
--	--

--	--

--	--

発 行 者

秋 田 県

購 読 料 金

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号

電話 862 8766 FAX 863 0005

E-mail:matsubara@matsubarainsu.co.jp

秋田市山王七丁目五番二十九号

松原印刷社

雄

繁

紙

古紙配合率100%

2